

# 指定介護予防短期入所生活介護（ショートステイのぞみの苑）利用契約書

## ◇◆目次◆◇

第一章 総則	第五章 損害賠償（事業者の義務違反）
第1条（契約の目的）	第13条（損害賠償責任）
第2条（契約期間）	第14条（損害賠償がなされない場合）
第3条（介護予防短期入所生活介護計画の決定・変更）	第15条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）
第4条（介護保険給付対象サービス）	第六章 契約の終了
第5条（介護保険給付対象外のサービス）	第16条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）
第二章 料金	第17条（利用者からの中途解約）
第6条（サービス利用料金の支払い）	第18条（利用者からの契約解除）
第7条（利用の中止、変更、追加）	第19条（事業者からの契約解除）
第8条（利用料金の変更）	第20条（精算）
第三章 事業者の義務	第六章 その他
第9条（事業者及びサービス従事者の義務）	第21条（苦情処理）
第10条（守秘義務等）	第22条（協議事項）
第11条（禁止行為）	
第四章 損害賠償（事業者の義務違反）	
第12条（利用者の施設利用上の注意義務等）	

\_\_\_\_\_ (以下「利用者」という。)と社会福祉法人希望の家(以下「事業者」という。)は、利用者がショートステイのぞみの苑(以下「事業所」という。)において、事業所から提供される介護予防短期入所生活介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

## 第一章 総則

### 第1条 (契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者が可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、第4条及び第5条に定める介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。
- 2 事業者が利用者に対して実施するサービス内容、利用期間、利用日、利用時間、費用等の事項は、別紙『介護予防短期入所生活介護計画』及び『サービス利用書』に定めるとおりとします。

### 第2条 (契約期間)

- 1 本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要支援認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の2日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

### 第3条 (介護予防短期入所生活介護計画の決定・変更)

- 1 事業者は、利用者に係る介護予防サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合には、それに沿って利用者の介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとします。
- 2 サービスの提供時間や回数の程度、実施内容等については、前項の介護予防短期入所生活介護計画に定めます。但し、利用者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
- 3 事業者は、利用者に係る介護予防サービス計画が作成されていない場合でも、介護予防短期入所生活介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、利用者に対して、介護予防支援事業者を紹介する等介護予防サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 4 事業者は、介護予防短期入所生活介護計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

- 5 事業者は、利用者に係る介護予防サービス計画が変更された場合、又は利用者若しくはその家族等の要請に応じて、介護予防短期入所生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、介護予防短期入所生活介護計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、介護予防短期入所生活介護計画を変更するものとします。
- 6 事業者は、介護予防短期入所生活介護計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

#### 第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

#### 第5条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は利用者との合意に基づき、介護保険給付外サービスとして、介護保険給付の支給限度額を超えて利用する介護予防短期入所生活介護サービスを提供するものとします。
- 2 前項の他、事業者は、（ ）のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。
- 4 事業者は、第1項及び第2項で定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

## 第二章 サービスの利用と料金の支払い

#### 第6条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護予防サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 利用者は、第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割を負担して頂きます。ただし、65歳以上の方のうち、一定以上の所得がある方については、2割負担若しくは3割負担となる場合があります。）を事業者に支払うものとします。  
但し、利用者がいまだ要支援認定を受けていない場合及び介護予防サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要支援認定後又は介護予防サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）

- 3 第5条第1項及び第2項に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 4 前項の他、利用者は、食事の提供にかかる費用とおむつ代等利用者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
- 5 前2項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、利用者はこれを口座引き落とし日に支払うものとします。また、現金の場合は事業所窓口にて翌月末日までに支払うものとします。

#### 第7条（利用の中止、変更、追加）

- 1 利用者は、利用期日前において、サービスの利用を中止、変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更の申し出に対して、事業所が満室で利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者に提示して協議するものとします。

#### 第8条（利用料金の変更）

- 1 第6条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第6条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には本契約を解約することができます。

### 第三章 事業者の義務

#### 第9条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職印もしくは主治医と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。

- 4 事業者は、サービス提供時において、契約者の病状の急変が生じた場合その必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとします。
- 5 事業者は、利用者に対する訪問介護サービスの実施について記録を作成し、それを5年間保管し、利用者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。

#### 第10条（守秘義務等）

- 1 事業者、サービス従事者又は従業員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、利用者に係る他の介護予防支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

#### 第11条（禁止行為）

利用者に対するサービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

- 一 医療行為
- 二 利用者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- 三 利用者の家族等に対するサービスの提供
- 四 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- 五 その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

### 第四章 契約者の義務

#### 第12条（利用者の施設利用上の注意義務等）

- 1 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途にしたがって、利用するものとします。
- 2 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとする。

## 第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

### 第13条（損害賠償責任）

1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

### 第14条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 利用者が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

### 第15条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

## 第六章 契約の終了

### 第16条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 要介護認定又は要支援認定により利用者の心身の状況が要介護又は自立と判定された場合

- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
  - 四 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
  - 五 第 17 条から第 19 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

#### 第 17 条（利用者からの中途解約）

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者に通知するものとします。
- 2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
  - 一 第 8 条第 3 項により本契約を解約する場合
  - 二 利用者が入院した場合
  - 三 利用者に係る介護予防サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

#### 第 18 条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 12 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

#### 第 19 条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 一 利用者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 利用者による第 8 条第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

